令和４年度　事業報告

（令和４年７月１日から令和５年６月３０日まで）

Ⅰ　総括

１．法定事業の制度啓発と事業推進

令和４年度は、７月に安倍元総理が発砲により死亡するという衝撃的な事件ではじまりました。塩崎代議士や土地家屋調査士連合会を通じ、少なからずご縁があった公嘱協会としては、それまでのご厚誼に感謝するとともにご冥福をお祈りいたしました。

長引くウクライナとロシアの戦争やコロナ禍により、円安・物価高等日本経済が悪化することが多くなり、国民生活は大変な状況になっています。その中で３月には、侍ジャパンの WBC 世界大会優勝というおおきな明るい話題が目を引きました。また、６月２１日の日本土地家屋調査士会連合会総会において当公嘱協会岡田潤一郎社員が再度会長に選ばれました。４人も乱立した選挙を勝ち抜き、今後２年間地方のことがわかる会長として土地家屋調査士の地位向上に邁進していただけるものと思います。

さて、このような状況下の中、令和４年度の公嘱協会の事業実績は５億８０００万円でした。令和３年度の事業実績と比較すると約４４００万円の減となりました。官公庁も疲弊する市民生活を支える予算支出を重要視した影響が出たのかもしれません。尚、総受託業務件数は３０８件であり、延べ６３３名の社員が業務処理に従事しました。

一般競争入札による公共調達が実施されている状況は、市町へ広がる懸念が増す一方です。その改善への働きかけとして、土地家屋調査士会や政治連盟とともに愛媛県への働きかけの方途を模索する試みを始めています。

全公連においては、各ブロックにおいて役員自ら地方へ出張し、出前研修を行いました。既存の随意契約を大事にするとともに、狭あい道路整備等促進事業の啓蒙推進を進める方向で、今年１０月には兵庫県において、土地家屋調査士会連合会・土地家屋調査士政治連盟との三者による大きなイベントを計画しています。

四公連総会・理事会では４協会の情報交換を行い、また、各県での法務局発注の登記所備付地図作成作業や地籍調査事業の入札状況等の情報を、その都度細かくやり取りを行い、各協会の受託促進へ役立てる協力をしています。

例年愛媛県が開催する「用地事務初任者研修会」及び「用地事務専任者研修会」に末光副理事長が出席し講師を務めました。

２．関連事業の受託推進と受託態勢の整備

登記所備付地図作成作業については、その業務が土地の筆界を明らかにする業務であり、不動産に関する権利の明確化に直接的に寄与する事業であるため、土地家屋調査士・公嘱協会の責務として積極的に業務受託をした。

法務局が発注する登記所備付地図作成作業は、一般競争入札による公共調達業務にもかかわらず落札することができ、継続して処理をした。四国の他３協会も受託出来たが、県外の一般社団との入札に巻き込まれ、相当無理をした金額で臨まざるを得ない協会もあった。

県下市町が発注する地籍調査事業による地図作成作業については、松山市、今治市、大洲市、松前町で実施し、宇和島市においては、修正作業の業務処理を実施した。また、新たに新居浜市の地籍調査事業を受託した。

地図作成作業については、綿密な資料調査、丁寧な住民対応等の徹底及び筆界への永続的な境界標識の設置などの原則に基づく業務処理の徹底を確認した。

３．自主事業の拡大と推進

協会の主要な公益目的事業である境界標識設置作業については、令和４年度においても実施支援を行った。

４．業務処理の標準化と管理の徹底

コロナ禍の中であったため、各支所及び全体的な業務研修会の実施出来ていない。

業務処理システムによる業務管理を実施するとともに、修正・問い合わせ等について逐次対応を行った。全県下的な統一を目指し、より成果の充実をお願いしたい。

５．公益社団法人としての会務運営の適正化

今年度も、土地家屋調査士法、一般社団法人法など関連法規を遵守し、定款等に準拠した会務運営を行った。

定款諸規則検討委員会を立ち上げ、定款等の見直しを行うとともに、定時社員総会、理事会、業務執行役員会の役割とその責任の範囲を明確化し、適切な会議の開催及び運営に務めた。また、業務執行役員は、定款により４箇月を超える範囲で年に２回以上、理事会において自らの職務執行状況を報告しなければならないため、令和５年２月２４日開催の令和４年度第４回理事会及び令和５年７月２８日開催の令和５年度第１回理事会において報告を行った。

６．関係団体との連携と相互支援

（１）愛媛県土地家屋調査士会、愛媛県土地家屋調査士政治連盟との連携と相互支援

今年は土地家屋調査士にとって大きな影響がある土地家屋調査士会連合会の会長選挙が行われ、本会会員である岡田潤一郎氏が立候補したので、三者が集まってその応援協力について協議を行った。その甲斐もあり岡田潤一郎氏は会長に当選した。今後、側面からの協力をいただくとともに、中央や他県の情報提供をお願いした。

（２）全公連、四公連主催の総会、各級機関会議への出席、研修会への参加

①全公連総会・研修会関係

・令和４年８月７日、かがわ国際会議場にて全公連出前研修会が開催され、岡理事長他８名が参加した。

・令和５年６月１日、全公連第３８回定時総会が開催され岡理事長が出席した。

・令和５年６月２日、全公連第１回研修会が開催され岡理事長が出席した。

②四公連総会関係

・令和４年９月１７日、四公連第一回理事会及び監査会が開催され、岡理事長、江口総務部長、

岩村全公連理事が出席し、四公連総会の最終打ち合わせ、その他各協会が直面する問題について協議対応を行った。

・令和４年１０月１４日、１５日、令和４年度四公連定時総会が高知市ザクラウンパレス新阪急高知で開催され、役員他１５名が出席し、各協会の実情、実績、課題等協議が行われた。研修として、国土交通副大臣 豊田俊郎氏、国土交通省不動産・建設経済局土地政策課土地調整官 高橋宏幸氏、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長 榊原典夫氏、日本土地家屋調査士会連合会会長 岡田潤一郎氏らからの有意義な講義があった。

・令和５年４月１日四公連第２回理事会に、岡理事長、江口総務部長、藤本経理部長、田頭第一部長、末光業務第二部長、岩村全公連理事が出席して、四公連総会の打ち合わせ及び四国４協会が直面する課題について、情報の交換を行うとともに対応を協議した。

Ⅱ　事業関係

１．総務部

（１）社員の執務の指導及び連絡に関する事項

社員の状況把握を行い、個々のスキルアップのため、各種研修会への参加の推奨に努める。

・適切に対応した。

（２）社員の入会及び退会並びに職員の人事に関する事項

適切な会議開催及び電子会議により迅速な入会手続きに努める。また、事務局職員との情報共有を行い、関係法令を遵守し良好な労働環境の整備に努める。

・社会保険労務士に依頼した事務局職員就業規則について、職員の意見を踏まえ、総務部にて簡素化できないか検討中であり、社会保険労務士に再度依頼することとした。

（３）帳簿及び書類の保守に関する事項

法定書類の作成とその保守管理、及び保管期限を過ぎた書類廃棄を適切に行うとともに、開示義務のある書類の適正な対応に努める。

・適切に対応した。廃棄処分は実施していない。

（４）文書の収受、発送に関する事項

会務及び出張について、引き続き指示書・報告書による適正な管理に努める。また、他団体との連絡については文書での受信・発信を原則とし、経過保存管理に努める。

・適切に対応した。

（５）理事長印、協会印の管守に関する事項

事務局長による金庫での保管を行い、安全・適正な管理に万全を期する。

・適切に対応した。

（６）協会及び社員に関する情報の公開に関する事項

ホームページにより、協会・社員にかかる情報を公開するとともに、社員名簿を備付け、官公署等の要望に応じて情報公開に努める。

・適切に対応した。

（７）広報に関する事項

ホームページにて、協会の目的・取り組み・情報公開書類の最新情報を掲載するとともに、啓発パンフレット等の配布により啓発活動を行う。

・適切に対応した。

（８）その他、他の部の所掌に属さない事項

本会の開催する研修会について、共催研修会として、その実施に取り組む。

・定款諸規則検討委員会を組成し、現状に則した改訂を検討した。来年度も継続する。

・弁護士と顧問契約をした。

・支所長会議を開催し、支所役員の手当について検討した。

・１２月１３日に内閣府の立入検査に対応した。

２．経理部

（１）入会金及び会費の徴収に関する事項

令和４年の入会者は４名であり、規定のとおり入会金を受領した。

また、会費については、新入会員を除き令和５年１月末日までに全社員からの納付を確認した。

（２）予算及び決算に関する事項

顧問公認会計士の指導の下、公益法人会計基準に則った適切な会計処理を行っている。

経理担当職員の退職に伴い新たな職員を採用し、経理事務が滞らないよう対処した。

本年１０月から運用が開始されるインボイス制度については、様々な資料や案内、シミュレーションシート等を作成し、全社員に対して繰り返し説明や登録のお願いを行った。

令和４年度の事業収益については、上半期では愛媛県業務の発注及び受託状況が例年よりも落ち込んでいたものの、下半期で盛り返し、最終的には目標額を上回る約５億８千円を達成した。

事務所家賃について調査士会と協議を行い、変更契約を締結した。

（３）金銭及び物品の出納に関する事項

業務処理システム、会務会計システムにより効率的な出納事務を行っている。

毎月１０日、２０日、２５日の支払い決済は、安全性が担保されたハードトークンによるネットバンキングにより処理を行っている。また、当該処理は人的な事故や災害の際にも処理が滞らないよう、経理部長と次長が協同している。

手元現金の取り扱いは必要最低限なもののみとしており、今後も継続する。

令和４年１２月２８日、令和５年６月３０日、事務局の管理する小口現金について、台帳との照合点検を実施して適正運用を確認した。

（４）資産の管理に関する事項

業務遂行に必要な事務機器、ソフト類については耐用年数越えによる性能低下やバージョンアップや保守契約切れ等による故障や事故の発生することのないように注意している。

保管期間が経過した書類は、会計処理規定に基づき廃棄した。

防災用備品についても内容物の点検と動作確認を行った。

（５）物品の購入斡旋、頒布に関する事項

大規模地図作成事業に係る物品購入やソフト類の保守契約、継続使用について検討を行った。

３．業務部

（１）法定事業の推進

①未契約の県下各市町に対して継続して業務啓発にかかる提案を行う。

②契約済みの市町においても関係各課に継続して啓発活動を行う。

③境界確認補助業務の提案を継続して行う。

④県内各市町に対して狭あい道路整備促進事業に係る分筆登記業務の提案を行う。

（２）関連事業の推進

①登記所備付地図作成作業

松山市桑原地区（桑原地区）について実施した。

松山市桑原地区（樽味、正円寺地区）については令和５年度も継続して実施する。

②地籍調査事業

松山市の市街地及び山間部、伊予郡松前町、今治市の３市町について継続して行った。

新居浜市については、泉宮町のＥ工程を受託し、実施した。

大洲市については、菅田８のＥ工程を受託し、実施した。

宇和島市については、過年度地籍調査(未承認地区)の修正作業を継続して行った。

（３）自主事業の推進

①登記基準点の設置

嘱託登記業務においては原則として基本三角点・街区基準点等の成果を基に業務処理を行ったが、今年度は登記基準点設置の報告はなかった。

②境界標の埋設

登記所備付地図作成作業及び地籍調査事業並びにその他嘱託業務において、不動産の権利の明確化に寄与する為、土地家屋調査士会の指導の下、全点境界標設置を原則に業務を行い、39,673 点の境界標（内訳：アルミプレート境界標識 16,725 点、45mm プラ杭 640 点、30mm プラ杭 9,969 点、金属鋲 6,178 点）を設置し、積算に含まれない 31,199 点の境界標識について、設置費用の支援を行った。

令和４年７月１４日・令和５年６月２７日、愛媛県用地研修会に講師を派遣した。

③地図混乱地域実態調査

令和４年 12 月末に、本会から地図混乱地域実態調査の相談があり、登記所備付地図作成作業を実施している協会としては、公益目的にも合致しているため自主事業として取り組んだ。

法務局への納品が２月末であり、法務局調査から成果品の取り纏めまで時間の余裕がなかったため、役員を中心に各支所に協力を求めて対応した。

（４）業務処理と成果検査体制の検討

工程管理や成果品の検査体制など導入した業務処理システムを有効利用し、業務進捗状況の把握、品質の確保、成果品の検査体制等を整え、社員個々のスキルアップを図ることを継続して行う。

（５）研修会等

本会・支部が実施する官公署及び一般市民を対象とした啓発活動に、協会・社員も積極的に参加した。

　不動産登記法・登記事務取扱要領、業務取扱要領等に則した業務処理を行うため、本会・支部が実施する研修会への参加を奨励し社員の専門的能力のさらなる向上を図った。
支所から要請で、積算に関する研修会を実施した。